

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 部局等（第5条— <u>第13条</u> ）	第1節 部局等（第5条— <u>第13条の2</u> ）
第2節 [略]	第2節 [略]
第3章～第6章 [略]	第3章～第6章 [略]
附則	附則
（部局等）	（部局等）
第5条 部局等は、次のとおりである。	第5条 部局等は、次のとおりである。
（1）～（7） [略]	（1）～（7） [略]
（8） 県土整備部	（8） 県土整備部
	<u>（9） 復興局</u>
（環境生活部の分課及びその分掌事務）	（環境生活部の分課及びその分掌事務）
第9条 [略]	第9条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
廃棄物対策担当の分掌事務	廃棄物対策担当の分掌事務
（1） 廃棄物の処理及び清掃に関すること（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の主管に属するものを除く。）。	（1） 廃棄物の処理及び清掃に関すること（ <u>災害廃棄物対策担当及び産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の主管に属するものを除く。</u> ）。
（2）・（3） [略]	（2）・（3） [略]
資源循環担当の分掌事務	資源循環担当の分掌事務
（1）～（5） [略]	（1）～（5） [略]
	<u>災害廃棄物対策担当の分掌事務</u>
	<u>（1） 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）により発生した災害廃棄物の処理の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。</u>
5～8 [略]	5～8 [略]
（保健福祉部の分課及びその分掌事務）	（保健福祉部の分課及びその分掌事務）
第10条 [略]	第10条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。	5 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]	[略]
生活福祉担当の分掌事務	生活福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 災害救助及び被災者生活再建支援に関すること。

(5)～(13) [略]

[略]

6～8 [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

3～8 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 災害救助及び被災者生活再建支援に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

(5)～(13) [略]

[略]

6～8 [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

被災企業支援担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波により被害を受けた企業の再建の支援に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

3～8 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

(復興局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 復興局に次の課を置く。

(1) 総務課

(2) 企画課

(3) まちづくり再生課

(4) 産業再生課

(5) 生活再建課

2 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 局の総括に関すること。

(2) 局内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関すること。

(3) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る広報及び県民運動に関すること。

(4) 他の都道府県の職員の受入れに関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

(5) 局内各課の連絡に関すること。

(6) 局内他課の主管に属しないこと。

3 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る計画の進行管理に関すること。

4 まちづくり再生課の分掌事務は、次のとおりとする。

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本庁 部局等	部長	[略]
	秘書広報室長	
部局等（秘書広報室を除く。）	[略]	

(1) 東日本大震災津波の被災地におけるまちづくりに関する企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興のためのまちづくりに関する制度の研究及び調査に関すること。

5 産業再生課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 農林水産業の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) ものづくり産業、観光産業等の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

6 生活再建課の分掌事務は、次のとおりとする。

被災者支援担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波の被災者の生活再建の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

再建資金担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波に係る災害救助及び被災者生活再建支援に関すること。

相談支援担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波の被災者の生活再建に関する相談に関すること。

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本庁 部局等	部長	[略]
	秘書広報室長	
	復興局長	
部局等（秘書広報室及び復興局を除く。）	[略]	
復興局	副局長	<u>局長を補佐し、上司の命を受け、局の事務を整理し、及び局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、あらかじめ定</u>

	[略]	
[略]		

2～5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
環境生活部	[略]	
	資源循環推進課	廃棄物対策担当課長 資源循環担当課長
	[略]	
[略]		
県土整備部	[略]	
出納局	[略]	

		める順位により、その職務を代理する。
	[略]	
[略]		

2～5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
環境生活部	[略]	
	資源循環推進課	資源循環担当課長 災害廃棄物対策課長
	[略]	
[略]		
県土整備部	[略]	
復興局	企画課	計画課長
	生活再建課	被災者支援課長 再建資金担当課長
出納局	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。